

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

令和 3 年 4 月 9 日
東 京 都

1. 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置

(1) 区 域

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市及び町田市

(2) 期 間

令和3年4月12日（月曜日）0時から5月11日（火曜日）24時まで

(3) 実施内容の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け【都内全域】

- ・営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛 等

②事業者向け

- ・営業時間の短縮
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

※上記対象区域以外の地域についても、協力依頼を実施

2. 都民向けの要請

- **都県境を越えた不要不急の外出・移動の自粛。特に、変異株により感染が拡大している大都市圏との往來の自粛（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）**
- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛（法第24条第9項）**
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **混雑している場所や時間を避けて行動すること（法第24条第9項）**
- **措置区域において、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと（法第31条の6第2項）**
- **会食において会話をする際のマスク着用の徹底（法第24条第9項）**

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店等の使用制限 (措置区域)

施設の 種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請 （法第31条の6第1項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興 施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可 を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

3. 事業者向けの要請等

(2) その他の施設への対応（措置区域）

施設の種類	内容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から20時まで・ ただし、酒類の提供は11時から19時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿った催物開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) 飲食店等の使用制限（措置区域以外）

施設の 種類	施設	内容
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、 喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間の短縮を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 特措法施行令第5条の5に規定される各措置を要請（法第24条第9項）<ul style="list-style-type: none">・ 従業員に対する検査の勧奨・ 入場をする者の整理等・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止・ 手指の消毒設備の設置・ 事業を行う場所の消毒・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知・ 感染防止措置を実施しない者の入場の禁止・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊興 施設等	バー、カラオケボックス等で、 食品衛生法の飲食店営業許可 を受けている店舗	<ul style="list-style-type: none">● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）● カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項） （飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合）

3. 事業者向けの要請等

(4) その他の施設への対応（措置区域以外）

施設の種類	内 容
<p>遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 入場整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
<p>運動施設、遊技場、劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、展示場、博物館、美術館、図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供するものに限る。）</p>	<ul style="list-style-type: none">● 営業時間短縮の協力依頼<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間は5時から21時まで・ ただし、酒類の提供は11時から20時まで● 規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベント開催の協力依頼（「3.（5）イベントの開催制限」参照）● 入場をする者の整理等の協力依頼● 業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(5) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）に沿ったイベントの開催を要請**（法第24条第9項）

	施設の収容定員		
	5,000人以下	5000人超～10,000人	10,000人超
大声なし	収容定員まで可	5,000人まで可	
大声あり	収容定員の半分まで可		5,000人まで可

〈大声なし〉クラシック音楽、演劇等

〈大声あり〉ロックコンサート、スポーツイベント等

- **営業時間短縮の協力依頼**

【措置区域】

営業時間は5時から20時まで。ただし、酒類の提供は11時から19時まで

【措置区域以外】

営業時間は5時から21時まで。ただし、酒類の提供は11時から20時まで

- **業種別ガイドラインの遵守を要請**（法第24条第9項）